

令和4年度事業報告書

「暴力のない安全で安心な島根」を実現するため、事業を

公益事業1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業
(①暴力相談事業、②救済事業)

公益事業2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援事業
(③広報啓発事業、④組織活動支援事業、⑤調査研究事業、⑥研修事業)

公益事業3 不当要求防止責任者講習事業
(⑦委託講習事業)

の3事業・7項目とし、島根県警察、島根県弁護士会及び各自治体や地域・職域の各暴排関係機関・団体等と連携して推進した。

1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(定款第4条第1項の第3号・第6号・第9号)

実施事項	実施概要
①暴力相談事業	<p>◎ 暴力相談受理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力相談委員の委嘱 暴力追放相談委員を計9名（弁護士3名、保護司2名、少年指導委員2名、元警察職員2名）を委嘱（任期2年）し、委嘱時の研修や「暴力追放相談員マニュアル」を作成配布するなど、相談受理時等の連携を強化している。 ※ 7月15日に暴力相談委員委嘱式・研修を実施 ○ 暴力相談への的確な対応 暴力団照会にあたっては「照会担当者名簿」「誓約書」等を徴取するなど、セキュリティ対策を徹底するとともに、暴力相談の的確な受理・処理・照会対応などができる体制のもと、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対策を推進した。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>◎ 暴力相談受理・処理状況</p> <p>暴力追放相談委員による企業・行政・県民からの暴力相談受理、松江市役所（消費・生活相談室）における「暴力団相談の日」（毎月第2金曜日）開設（継続）、不当要求防止責任者講習や各種会議・研修等あらゆる機会を活用して暴力相談を受理し、適切な助言・対応に努め、内容によっては警察・弁護士等への引継なども行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力相談件数（令和4年中）

	<p>受理対応・処理件数（人数） 319件（518人） ※ うち属性照会：314件（513人） （前年比：+3件 -2人）</p> <p>○ 暴力相談案件の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名を名乗らない年金に関する執拗な苦情 ・ 反社会的勢力と思われる税金滞納者への対応 ・ 暴力団構成員名義と思われるの土地の不適正管理への対応など5件（うち行政引継1件）
②救済事業	<p>◎ 被害者保護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視カメラ・録画装置を整備（4機(セット)）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1機は継続貸出中。(H20～継続) ・ 令和4年度は、不当要求事案で1機を貸出(R3～継続) ○ その他ICレコーダー（3機）を整備。 <hr/> <p>◎ 被害者見舞金の給付 該当事案なし</p> <hr/> <p>◎ 使用差止請求関係業務 「暴力団事務所の使用差止請求関係業務」について、国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定(H26.7.3付)を受けているが、令和4年度中は、民事介入暴力対策研究会等において、制度の具体的対応要領の研修や他県事例の情報収集など事案対応に備えた。</p>

2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援
(定款第4条第1項の第1号・第2号・第4号・第5号・第8号)

実施事項	実施概要
③広報啓発事業	<p>◎ 第30回暴力追放・銃器根絶県民大会の開催</p> <p>コロナ禍であったが、「暴力追放・銃器根絶島根県民大会」を開催をした。開催に当たっては、一般入場者の人数制限し、感染防止措置を講じたうえで、広報用チラシ(1,000枚)、新聞広告、ホームページ等により広報し、大会への参加を募った。</p> <p>また、大会の様子は、県警察ユーチューブチャンネルで後日配信した。</p> <p>《開催概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日時 令和4年11月18日(金) ・ 開催場所 松江市 島根県民会館(中ホール) ・ 主催 (公財)島根県暴力追放県民センター

島根県銃器対策本部

島根県警察本部

- ・ 後 援 島根県・松江市・島根県市長会・島根県町村会
- ・ 参加者 自治体・企業・団体の代表者・一般参加者等約300人
- ・ 大会概要 表彰

暴力団追放活動功労（1団体）

暴力団追放支援功労（5事業所 1個人）

大会宣言

特別講演

元福岡県警 藪 正孝 氏

演題 「福岡県の暴力団対策」

～暴力団は壊滅するのか～

アトラクション

お笑いトリオネルソنزの爆笑コント（暴排をテーマ）

◎ 普及宣伝活動

○ 広報啓発資料の作成配付

暴力団等反社会的勢力排除活動の啓発とあわせて、暴力追放県民センターの更なる認知度の向上を図るため、暴排資料等の作成や広報啓発用品を購入し、効果的に活用・配布した。

- ・ 機関紙「暴追しまね vol. 6 1」（6月） 3,000部
- ・ 機関紙「暴追しまね vol. 6 2」（1月） 3,000部
- ・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」 1,500部
- ・ 冊子「安全・安心しまねの実現」 3,000部
- ・ 暴力団追放ポスター 500枚
- ・ 責任者選任事業所ステッカー 1,000枚
- ・ 標語入りウェットティッシュ 600個

等。

○ 郵便局利用者への広報用封筒を活用した広報

不特定の住民等への暴力団排除広報を拡大するため、郵便事業関連企業が提供している広報用封筒を活用して、暴力相談・委託講習事業等を掲載し、県内4箇所の郵便局（松江母衣、松江大庭、三刀屋、出雲中央通）の受付窓口に合計4,000枚（各局1,000枚）を配架した。

※ すべての局で全枚消費

○ バスの車内音声広告による暴追センター業務の広報

松江市内を巡回する市営バスの車内アナウンスで、2ルート（3バス停）について 業務内容（暴力相談及び不当要求防止責任者講習等）を告知する広報を年間通じて実施した。

※ 本年度は、アナウンスのバス停を見直した。

	<p>◎ 表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1個人 ○ 中国管区警察局長・中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1団体、1個人 ○ 「第30回暴力追放・銃器根絶島根県民大会」におけるセンター会長（島根県知事）表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団追放活動功労表彰状（1団体） ・ 暴力団追放支援功労感謝状（5事業者1個人）
<p>④ 組織活動支援事業</p>	<p>◎ 暴力団排除（追放）協議会等の既存の組織の見直し 平成29年に2協議会設立以降、新しい組織の設立や消滅はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根原子力発電所交通・防犯・暴力追放対策連絡協議会 〔平成29年4月25日設立〕 ・ 松江市暴力団排除対策協議会 〔平成29年10月26日設立〕 <p>両協議会については、継続的に暴力団排除講演や暴力団照会等への対応による暴力団排除対策を推進した。</p> <p>また、新規暴排組織の立ち上げについて、所轄警察署とも検討しているが、具体的な見直しまでには至っていない。</p> <p>◎ 県内各自治体、各企業・事業所、暴力団排除団体等の行う暴力団等反社会的勢力からの不当な要求等に対する的確な対応及び県警察と連携による暴力団排除活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業・団体等への活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業防衛連絡協議会、損害保険警察連絡協議会、生命保険防犯協力会、証券・銀行等暴力排除団体、雲南建設業暴力追放協議会など協議会・団体への会合出席及び暴力団排除資料の提供等を実施 ・ 暴力排除・不当要求対応DVDの貸出し（7回） ・ 暴力団排除資料の提供 ・ 暴力団追放ポスター、暴力排除ステッカー等の配付 ・ 暴力相談、暴力団等反社会的勢力に関する情報連絡 <hr/> <p>◎ 暴力団離脱支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「島根県暴力団社会復帰対策協議会総会」の開催 《開催概要》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催月日 令和5年2月2日（木） ・ 参加機関 島根労働局、県雇用政策課、松江公共職業安定所、松江刑務所、松江保護観察所等雇用政策機関、矯正保護機関等10機関

	<ul style="list-style-type: none"> ・協議等 刑務所における暴力団の社会復帰に向けた対策と現状など各機関の状況について情報共有し、「広域連携協定」の運用、協力雇用主（登録事業所）の更なる拡大や各機関が保有する協力事業所の共有など暴力団離脱・就労支援等社会復帰対策への支援協力体制についての意思統一した。
⑤研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 島根県少年指導委員研修会 島根県少年指導委員研修会において、警察本部少年女性対策課及び組織犯罪対策課と連携し、暴力団情勢のほか <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力排除資料の提供 ・ 少年に絡む暴力団情報の提供 等により少年指導委員との連携強化を図った。 〈研修会〉令和4年6月17日（金） 島根県警察本部 <hr/> ◎ 「島根県民事介入暴力対策研究会」（民暴研究会）の開催 警察本部、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会、暴追センターで構成する民暴研究会に出席し、三者間の情報交換や不当要求事例をテーマとしての事例研究など実務能力の向上と三者連携の強化を図った。 ※ 開催日 令和5年2月3日（金） <hr/> ◎ 全国、中国管区内研修会等への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力追放相談委員・不当要求防止責任者講習担当者研修（4/20 web） ・ 暴追センター専務理事・事務局長研修会（9/15） 等への参加により、全国の暴力団情勢や暴力団等反社会的勢力の資金源活動の現状・暴力団への損害賠償請求、暴力団事務所撤去訴訟の対応、等について研修したほか法人運営に関する課題等についての他県施策を研修し、各県センターとの情報交換も行ない連携を強化した。 <hr/> ◎ 研修（講演）の実施 新型コロナウイルス感染の影響も残る中、各暴排協力会、県内企業等の要請による暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等に関する研修（講演）を合計17回実施し、地域・職域における暴力団排除対策の徹底を図った。 《主な実施状況》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根原子力発電所交通・防犯・暴排対策協議会 ・ 雲南地区建設業暴力追放協議会 ・ 松江地区暴力団追放対策協議会 ・ 島根大学 ・ 島根県消防設備協会 <p style="text-align: right;">など</p>

⑥調査研究事業	<p>◎ 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析</p> <p>関係機関、全国センター、各都道府県センター等との連携を強化して、最新の暴力団等反社会的勢力の動向・情勢を把握し、各種暴力団対策に効果的に活用したほか、不当要求防止責任者講習等を通じて、受講者からの聞き取り等より、講習のあり方、暴力団対策の問題点等の把握に努めた。</p> <p>また、事務規程も適宜確認し、現状との整合、他規程との齟齬等についても留意している。</p>
---------	---

3 不当要求防止責任者講習事業

(定款第4条第1項第7号)

実施事項	実施概要																								
⑦委託講習事業	<p>◎ 不当要求防止責任者講習会の開催</p> <p>【島根県公安委員会委託事業】</p> <p>○ 実施状況</p> <table data-bbox="526 1064 829 1243"> <tr><td>開催回数</td><td>37回</td></tr> <tr><td>受講者数</td><td>776人</td></tr> <tr><td>聴講者数</td><td>234人</td></tr> <tr><td>総数</td><td>1,010人</td></tr> </table> <p>※ コロナウィルス感染も若干影響して、受講辞退もあり、計画した受講対象者（1,460人）に対する受講達成率は53.2%であった。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関の職員 <table data-bbox="526 1467 1361 1724"> <tr><td colspan="2">島根県職員、国交省職員、松江市・安来市・雲南市・出雲市・大田市・江津市・浜田市・益田市・奥出雲町・川本町・邑南町・美郷町・津和野町・吉賀町の各職員など</td></tr> <tr><td>開催数</td><td>17回</td></tr> <tr><td>受講者</td><td>345人</td></tr> <tr><td>聴講者</td><td>156人</td></tr> </table> ・ 企業・事業所等 <table data-bbox="526 1780 1173 1948"> <tr><td colspan="2">建設・金融・郵便・運輸・不動産・飲食・保険等</td></tr> <tr><td>開催数</td><td>20回</td></tr> <tr><td>受講者</td><td>431人</td></tr> <tr><td>聴講者</td><td>78人</td></tr> </table> 	開催回数	37回	受講者数	776人	聴講者数	234人	総数	1,010人	島根県職員、国交省職員、松江市・安来市・雲南市・出雲市・大田市・江津市・浜田市・益田市・奥出雲町・川本町・邑南町・美郷町・津和野町・吉賀町の各職員など		開催数	17回	受講者	345人	聴講者	156人	建設・金融・郵便・運輸・不動産・飲食・保険等		開催数	20回	受講者	431人	聴講者	78人
開催回数	37回																								
受講者数	776人																								
聴講者数	234人																								
総数	1,010人																								
島根県職員、国交省職員、松江市・安来市・雲南市・出雲市・大田市・江津市・浜田市・益田市・奥出雲町・川本町・邑南町・美郷町・津和野町・吉賀町の各職員など																									
開催数	17回																								
受講者	345人																								
聴講者	156人																								
建設・金融・郵便・運輸・不動産・飲食・保険等																									
開催数	20回																								
受講者	431人																								
聴講者	78人																								

<p>◎ 講習内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度から、より法的専門性の高い講習を目的に、弁護士（民事介入暴力対策委員会）の講演を導入し、講習の充実を図っているが、令和4年度、3回実施した。（松江3回・受講者84人～県西部不調） ○ ロールプレイング、暴排DVD等の活用 DVDを活用した視聴覚効果にも配慮した講習に努めた。ロールプレイングは、新型コロナ感染防止の観点から実施は控えた。（状況を見ながら再開予定）
<p>◎ 講習を利用した活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力相談の受理 ○ 賛助会員の募集

事業報告附属明細書

令和4年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は作成していません。